

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

県税事務所(納税事務所を含む)に申請することにより、
納税が猶予されます

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合、県税事務所(納税事務所を含む)に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、換価の猶予が認められますので、所管の県税事務所又は納税事務所にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

申請による換価の猶予

○要件

お気軽にお電話で
ご相談ください!

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ⑤ 原則として、担保の提供があること。(担保が不要な場合があります)

(注1) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、県税事務所長の職権による換価の猶予(同法第15条の5)が受けられる場合もあります。

所管の県税事務所又は納税事務所において所定の審査を早期に行います。

○猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶ 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

大 分 県

個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- 新型コロナウイルス感染症に納税者(ご家族を含む。)が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、徴収猶予が認められることがありますので、所管の県税事務所又は納税事務所にご相談ください(徴収の猶予:地方税法第15条)。

徴収の猶予

ケースによりご用意いただく資料が異なります。まずはお電話でご相談ください!

(ケース1) 災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

(ケース2) ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

(ケース3) 事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

(ケース4) 事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

所管の県税事務所又は納税事務所において所定の審査を早期に行います。

○猶予が認められると…

- ▶原則、1年間猶予が認められます。(状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。)
- ▶猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ▶財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。